消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和７年９月 30 日
こども家庭庁成育局成育基盤企画課

消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（案）について、令和７年８月８日（金）から令和７年９月８日（月）まで御意見を募集したところ、今回の改正に関係する御意見は頂きませんでした（今回の意見募集に関係のない御意見を６件頂きました）。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。